

○総務省告示第九十号

電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）第二百二条第二項に規定する無線方位測定装置の設置場所は、次のとおりとする。

なお、昭和四十三年郵政省告示第三百八十四号（電波法第二百二条に規定する無線方位測定装置の設置場所の件の全部を改正する件）は、廃止する。

平成十三年三月二十九日

総務大臣 片山虎之助

名称	無線方位測定装置の設置場所	
	所在地	緯度経度
北海道総合通信局	北海道千歳市中央二七七九番四	北緯 四二度五三分三八秒 東経 一四一度四〇分二四秒
関東総合通信局	神奈川県三浦市初声町高円坊一六九一番地	北緯 三五度一二分二四秒 東経 一三九度三九分〇三秒
関東総合通信局	千葉県東金市関内字沼一三七番一	北緯 三五度三四分〇七秒 東経 一四〇度二四分三六秒

関東総合通信局	茨城県常陸大宮市工業団地六〇	北緯 三六度三一分五四秒	東経 一四〇度二二分二七秒
北陸総合通信局	石川県珠洲市若山町向二五、部九番三	北緯 三七度二六分五二秒	東経 一三七度一三分〇三秒
九州総合通信局	熊本県阿蘇市湯浦字端辺一六七四番二	北緯 三三度〇一分二五秒	東経 一三一度〇二分五〇秒
沖縄総合通信事務所	沖縄県石垣市字白保与那原一〇五七番一二五	北緯 二四度二二分一九秒	東経 一二四度一三分五一秒